

令和8年3月24日  
近畿管区行政評価局

## 国立病院等における診断書発行の郵送対応

— 行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんに対するその後の状況 —

### 【きっかけとなった行政相談の内容】

- 先天性疾患がある子供の保育施設入所申込に必要な診断書の発行を病院に申請したところ、後日改めて診断書を受け取りに来院するよう言われた。このため、私は自力で歩けない子供を連れて、診断書の申請と受取のために二度も通院するのに大変な思いをした。
- 私のように、診断書が必要だが何度も来院することが難しい者もいると思う。病院は、診断書を郵送でも発行してほしい。また、郵送でも発行している場合には、ホームページでそのことを案内してほしい。

### 近畿管内（福井県を含む2府5県）の国立病院等（33病院）にあっせん（令和7年4月）

国立病院等は、患者やその家族の利便向上の観点から、次の取組を検討すること。

- 1 診断書等の発行申請・受取を郵送で希望する者には、なりすましの防止、診断書等文書作成料の納入確保、郵便事故の防止対策を講じることにより、来院できない理由に関わらず、郵送での対応を行うこと【24病院】
- 2 診断書等の発行申請・受取が郵送でできることが容易に分かるよう、病院のホームページで正確に周知するとともに、病院内での掲示・電話問合せ時における説明等の取組を検討すること【33病院（上記1の24病院を含む。）】

### 国立病院等の改善措置状況（令和7年8月）

- ① 来院できない理由に関わらず郵送対応を実施し、その旨を病院ホームページ等で周知【24病院】
- ② 来院できない理由に関わらず郵送対応を実施しているが、その旨を病院ホームページ等で周知せず【1病院】
- ③ 理由がある場合に限り郵送対応を実施【7病院】  
（うち上記について病院ホームページで周知【4病院】）
- ④ 対応を検討中【1病院】

(※) 当局のあっせん及び国立病院等の改善措置状況についての詳しい内容はこちら

当局のあっせん ⇒ [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001006645.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001006645.pdf)

国立病院等の改善状況 ⇒ [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001023813.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001023813.pdf)

当局では、令和7年8月に「理由がある場合に限り郵送対応を実施」及び「対応を検討中」と回答した以下8病院に対し、令和8年1月にフォローアップを実施しました。

当該8病院における状況は以下のとおりであり、新たに来院できない理由に関わらず郵送対応を実施すると回答した病院はありませんでした。

「理由がある場合に限り郵送対応を実施」・「対応を検討中」と回答した8病院(令和7年8月)	
理由がある場合に限り郵送対応を実施 (7病院)	<p>【独立行政法人国立病院機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀医療センター ・東近江総合医療センター ・姫路医療センター</li> <li>・南和歌山医療センター ・和歌山病院</li> </ul> <p>【独立行政法人労働者健康安全機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山労災病院</li> </ul> <p>【独立行政法人地域医療機能推進機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀病院</li> </ul> <p>※ 上記のうち、敦賀医療センター、東近江総合医療センター、姫路医療センター及び和歌山労災病院は、理由があれば郵送対応する旨を病院ホームページで周知。</p>
対応を検討中 (1病院)	<p>【独立行政法人国立病院機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪南医療センター</li> </ul>



上記8病院における状況(令和8年1月)

理由がある場合に限り郵送対応を実施 (6病院)	<p>【独立行政法人国立病院機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敦賀医療センター ・東近江総合医療センター ・大阪南医療センター</li> <li>・姫路医療センター ・南和歌山医療センター ・和歌山病院</li> </ul> <p>※ 上記のうち、敦賀医療センター、東近江総合医療センター、姫路医療センターは、理由があれば郵送対応する旨を病院ホームページで周知。</p>
受取時のみ、来院できない理由に関わらず郵送対応を実施 (1病院)	<p>【独立行政法人労働者健康安全機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山労災病院</li> </ul> <p>※ 同病院は、「令和7年8月の時点では、『理由がある場合に限り郵送対応を実施』と回答したが、実際の取扱いは、<b>来院して発行申請を行う必要があり、発行時には郵送対応を行っていない。</b>ただし、受取については、申請時に返信封筒を準備の上、文書作成料等を支払えば、理由を問わず郵送対応を行っている。」と説明している。</p>
対応を検討中 (1病院)	<p>【独立行政法人地域医療機能推進機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀病院</li> </ul>

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（藤山、中村）

電話：06-6941-8166

E-mail：[knk32@soumu.go.jp](mailto:knk32@soumu.go.jp) URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>